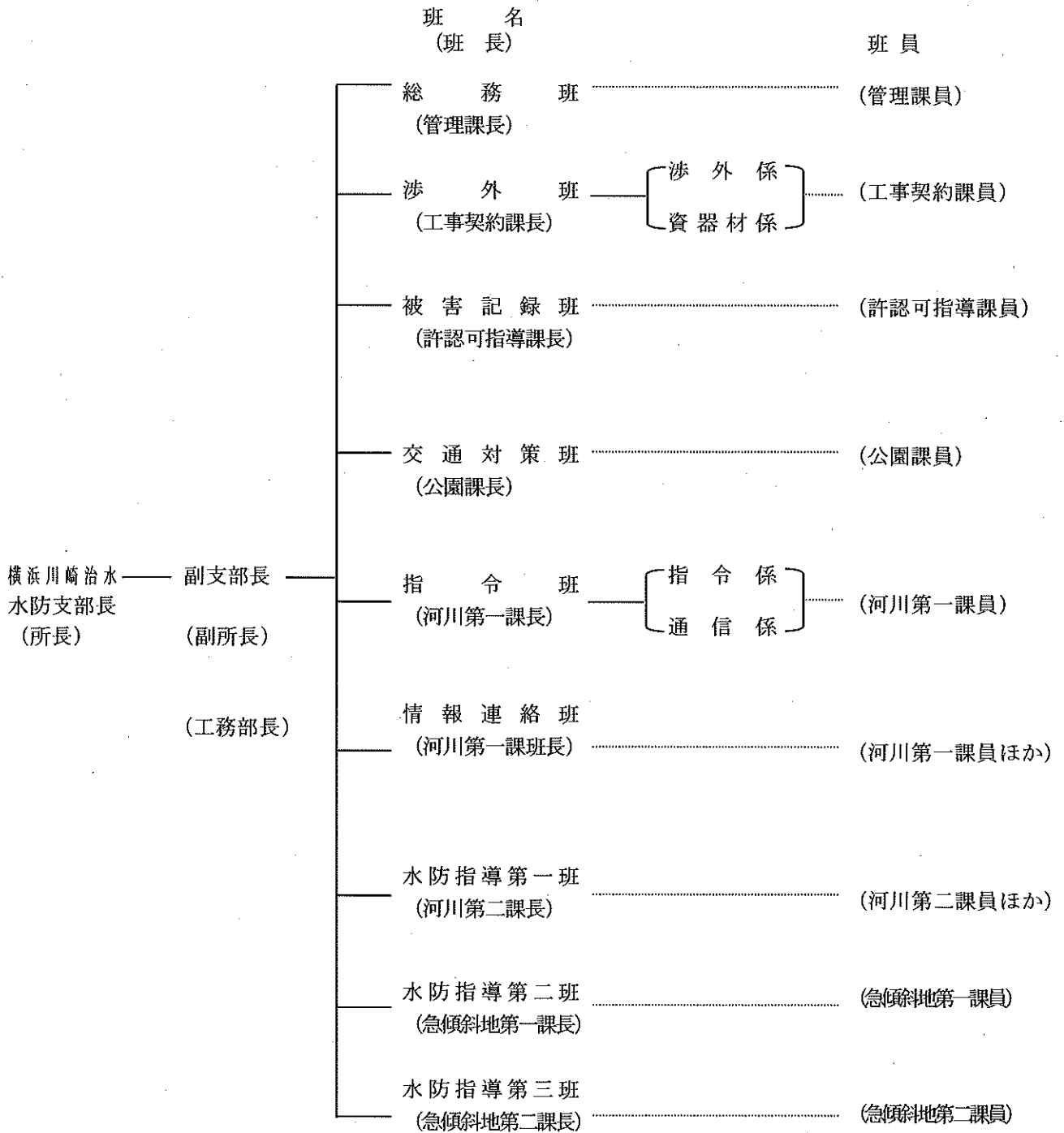


8 水防組織

(1) 組織体系



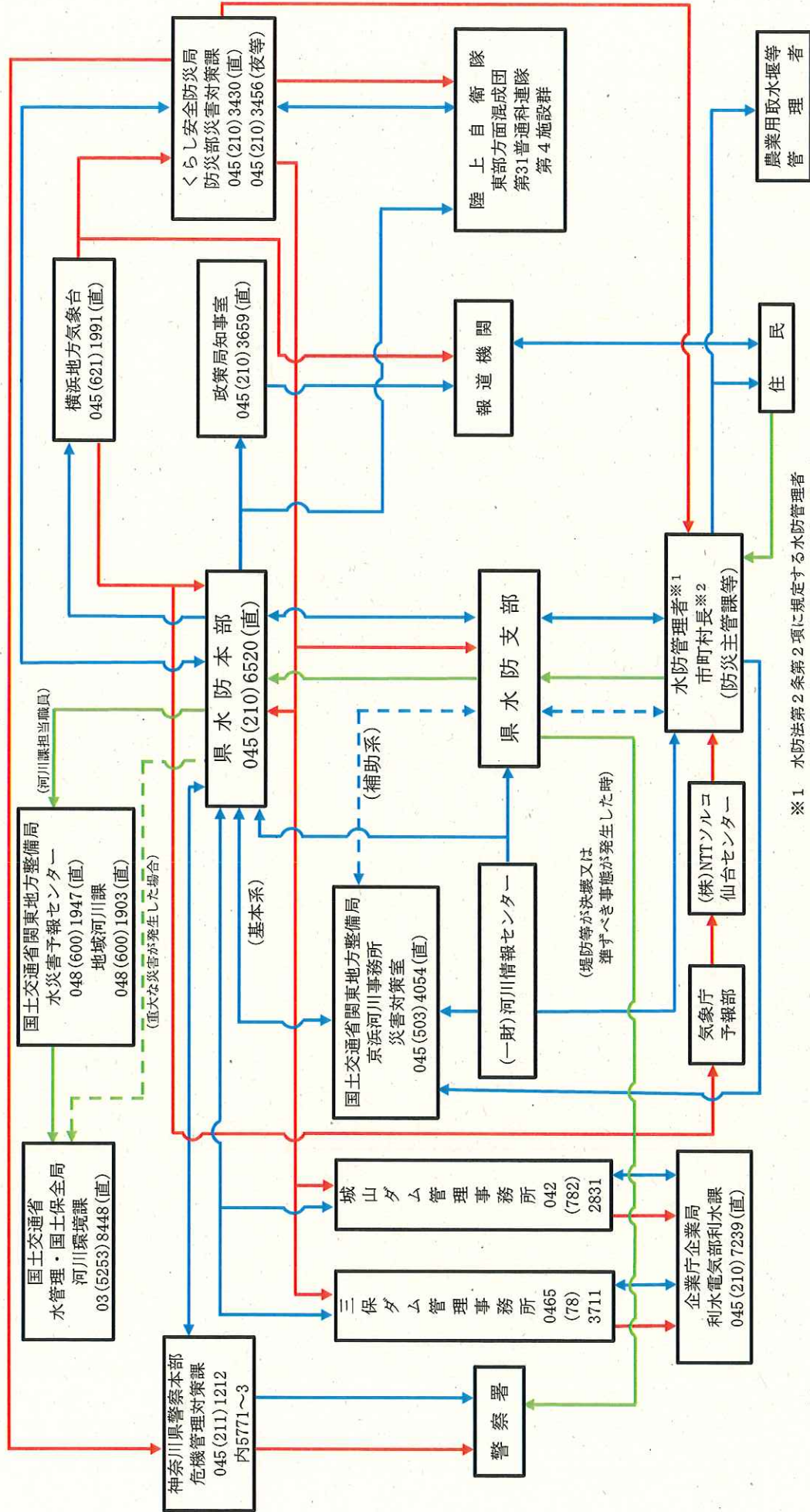
(2) 水防事務分掌

総務班	水防支部要員の決定並びに召集、給食、自動車の配備、水防事務のとりまとめ立案、報告等。
渉外班	
ア 渉外係	公用負担の指導、現地連絡、対外的報道関係、水防管理団体からの資材要請事務等。
イ 資器材係	水防資器材の整備、輸送受払及びその事務。
被害記録班	水防時における河川、急傾斜地等の被害状況の収集及びとりまとめ並びに関係諸機関への報告等。
交通対策班	水防時における道路交通の情報収集及び伝達。
指令班	
ア 指令係	状況の把握及び判定並びに水防警報、立ち退き指示の立案及び発信、洪水高潮予報等の通知その他支部長が特に認めた事項の伝達。
イ 通信係	水防時における防災行政通信網、テレメーター等の整備及び保守に関すること。
情報連絡班	洪水高潮予報等気象情報の受信記録、テレビ、ラジオの情報記録、雨量水位その他報告事項等の情報収集、並びに記録とりまとめ及び報告等。
水防指導班	水防時における管内の巡視、水位記録の収集及び水防作業の現地指導。

(3) 水防配備基

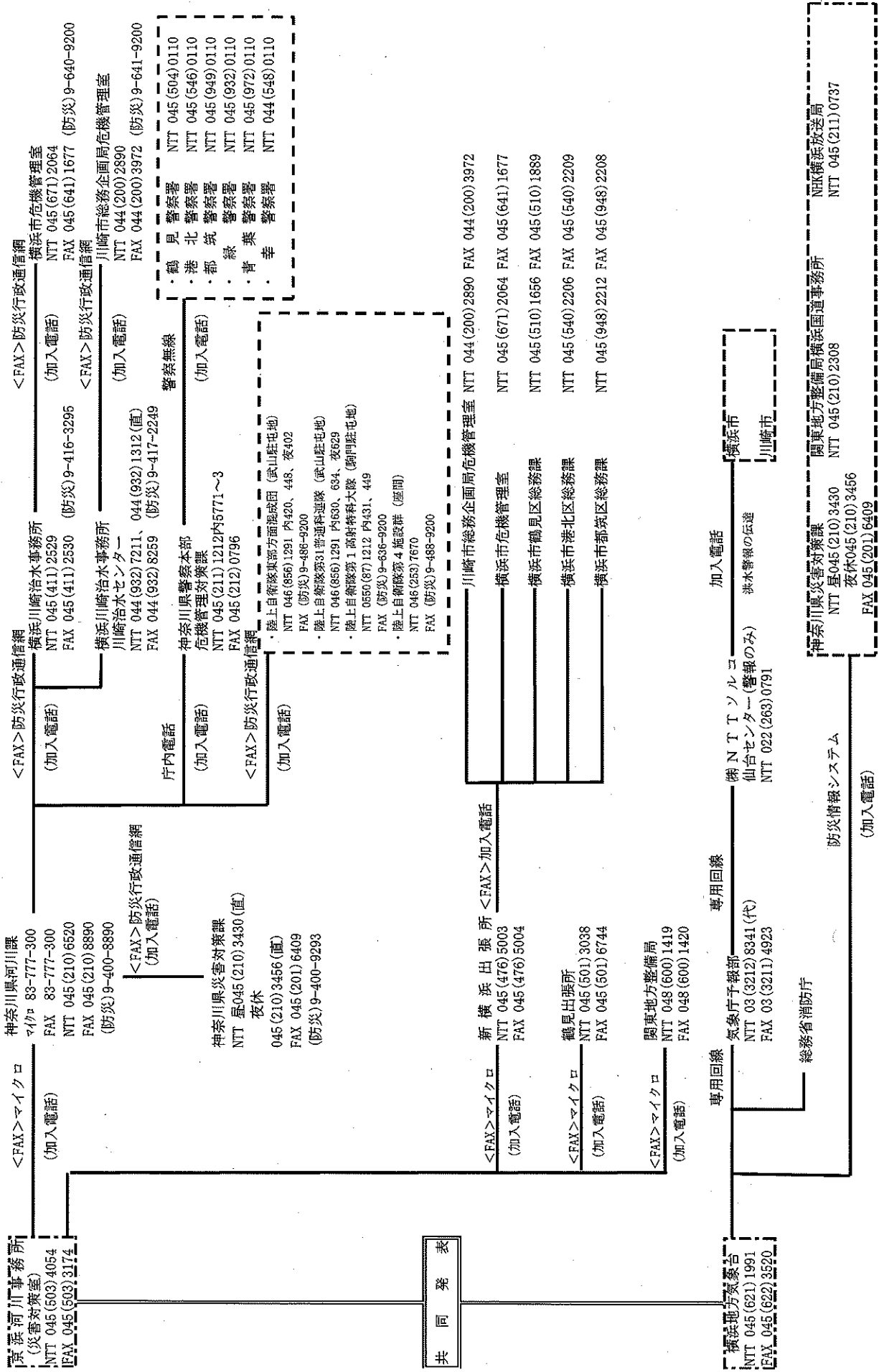
配備区分	配備基準	配備要員	概要
準備配備	<ol style="list-style-type: none"> 大雨・洪水・高潮注意報が発せられたとき。 大雨警報(土砂災害)が発せられたとき。 鶴見川洪水予報(氾濫注意情報)が発せられたとき。 基準水位観測所における水位が水防団待機水位を超えたとき。 水防支部長が地域的に準備配備の必要を認めたとき。 津波注意報が発せられたとき。 	班長 班員 計 1名 3名 4名	<ol style="list-style-type: none"> 支部長(所長)は、注意報等が発せられたときは、水防配備要員編成表の配備(1ヶ班)をもってあてる。 支部長は、情勢の判断により、要員を増減することができる。
警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 大雨(浸水害)・洪水・高潮警報が発せられたとき。 鶴見川洪水予報(氾濫警戒情報)が発せられたとき。 その他上記以外の気象情報が発せられ、水防支部長が必要と認めたとき。 津波警報が発せられたとき。 	班長 班員 計 1名 5名 6名	<ol style="list-style-type: none"> 支部長は、警報等が発せられたときは水防配備要員編成表の配備(2ヶ班)をもってあてる。 支部長は、情勢の判断により、要員を増減することができる。 水防支部長が特に必要と認めるときは、別に班を編成することができる。 津波警報の場合は、地震災害時の「第一次応急体制」が整うまで対応する。
第一次非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 大雨・洪水・高潮予報(警報)が発せられ、被害が発生しはじめたとき。 大雨・高潮・波浪・津波特別警報が発せられたとき。 その他上記以外の気象情報が発せられ、本部長及び水防支部長が必要と認められたとき。 	班長 班員 計 1名 11名 12名	<ol style="list-style-type: none"> 支部長は、水防配備要員編成表の配備(3ヶ班)をもってあて、水防支部長が統括する。 水防支部長は、情勢の判断により、要員を増減することができる。
第二次非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 被害が横浜市全域におよび始めたとき。 その他水防支部長が必要と認められたとき。 	全 員	(水防支部組織による)

(4) 水防時における通信連絡基本系統図
(基本情報連絡関係) [その1]



※1 水防法第2条第2項に規定する水防管理者
 ※2 水防法第13条の2に規定する関係市町村の長

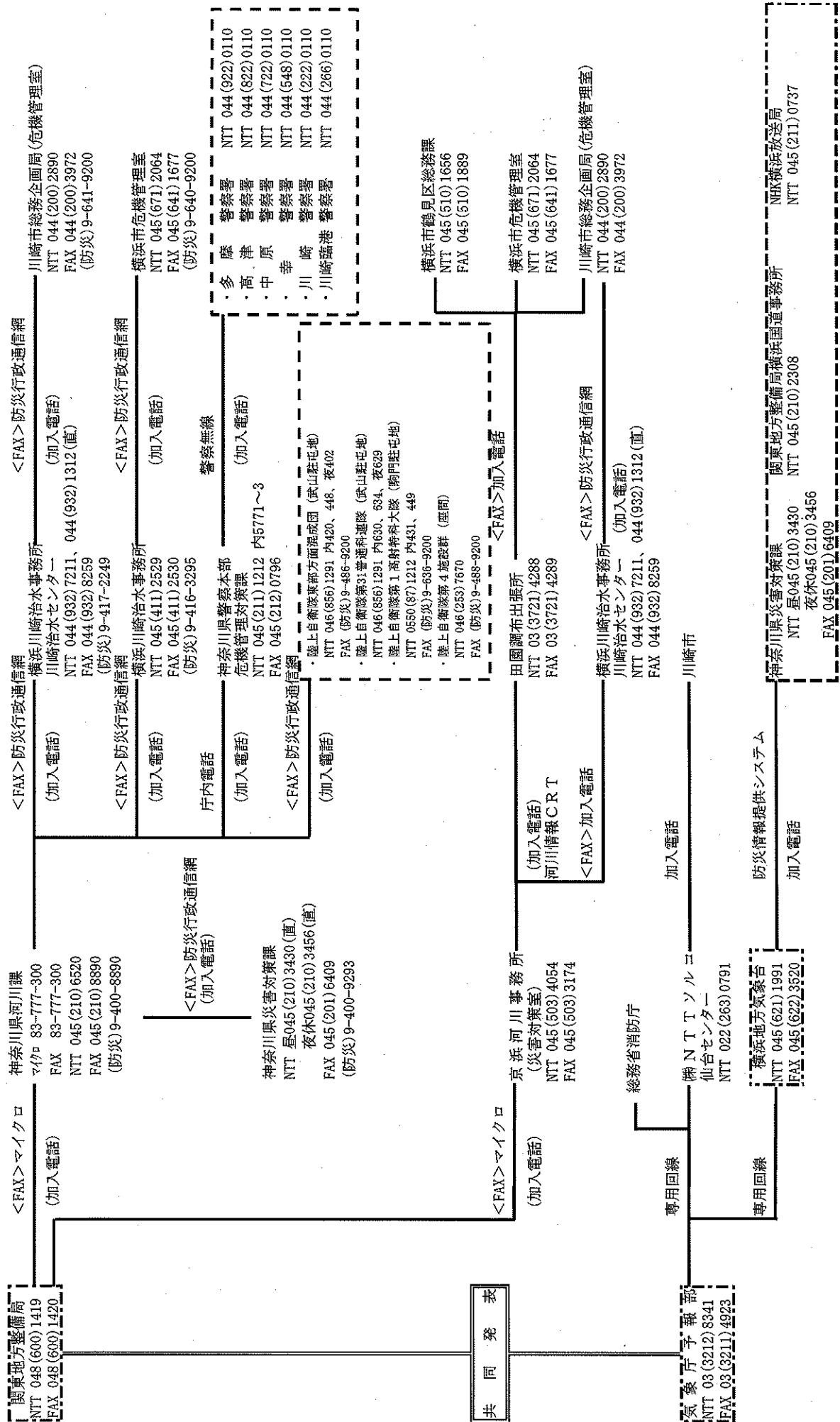
水防時における通信連絡基本系統図[その2]
(鶴見川洪水予報系統図)



※上欄に基本通信方を記し、下欄に括弧をして予備通信方を記す。

水防時における通信連絡基本系統図[その3]
(多摩川洪水予報系統図)

平成30年4月1日



※上側に基本通信方を記し、下側括弧をして予備通信方を記す。